



補足-0512

平成 17 年 12 月

**独立行政法人 情報処理推進機構
セキュリティセンター
情報セキュリティ認証室**

はじめに

本書は、「IT セキュリティ評価及び認証制度」で規定の基準及び方法の中の「認証機関が公開する評価基準補足文書」、「認証機関が公開する評価方法補足文書」に相当する文書であり、規格として公開している評価基準及び評価方法を補足するためのものである。

本補足は、以下の規格に対する解釈をまとめたものである。

■ 評価基準

- ISO/IEC 15408:2005 Information Technology — Security Techniques — Evaluation Criteria for IT Security
- Common Criteria for Information Technology Security Evaluation Version 2.3

■ 評価方法

- ISO/IEC 18045:2005 Information Technology — Security Techniques — Methodology for IT Security Evaluation
- Common Methodology for Information Technology Security Evaluation Version 2.3

なお、IPA 翻訳版については、本補足の解釈は反映済みである。

本補足は、“補足-0512 (Interpretations-0512)”として識別する。

目 次

解釈－J001	1
解釈－J002	2
解釈－J003	3
解釈－J004	4
解釈－J005	5
解釈－J006	6
解釈－J007	7
解釈－J008	8
解釈－J009	9
解釈－J010	10
解釈－J011	11
解釈－J012	12
解釈－J013	13

(空白)

解釈－J001

発効日	2005 年 12 月 22 日
サブジェクト	FI-228(04/04/2005)に関連する追加の変更
CC パート 1 参照	
CC パート 2 参照	CC パート 2、FDP_ITC.2.1 CC パート 2、附属書 F.7(FDP_ITC.2)、段落 852
CC パート 3 参照	
CEM 参照	

問題：

「FI-228(04/04/2005) - Inconsistency between FDP_ITC and FDP_ETC」にて、FDP_ITC.1.1 が変更されたが、FDP_ITC.2.1 も SFP(s)の変更が必要である。

解釈：

FI-228(04/04/2005)発行時の対応漏れである。

変更：

本解釈に対応するために、以下の変更が CC v2.3 パート 2(11.7 節、段落 203)、及び ISO/IEC 15408-2:2005(10.7.6.1 節)になされる。

- FDP_ITC.2.1 エLEMENTは、以下のように置き換えられる。
FDP_ITC.2.1 **The TSF shall enforce the [assignment: *access control SFP(s) and/or information flow control SFP(s)*] when importing user data, controlled under the SFP, from outside of the TSC.**

本解釈に対応するために、以下の変更が CC v2.3 パート 2(F.7、段落 852)、及び ISO/IEC 15408-2:2005(F.7.3.2.1)になされる。

- 以下の文書に置き換える。
In **FDP_ITC.2.1**, the PP/ST author should specify the access control SFP(s) and/or information flow control SFP(s) that will be enforced when importing user data from outside of the TSC. The user data that this function imports is scoped by the assignment of these SFPs.

根拠：

追加の根拠は必要なく、当該解釈が述べるものがすべてである。

解釈－J002

発効日	2005 年 12 月 22 日
サブジェクト	FI-201(10/31/2003)の一部反映漏れ
CC パート 1 参照	
CC パート 2 参照	CC パート 2、附属書 H.2(FMT_MSA.3) 段落 1033 CC パート 2、附属書 J.1(FPT_AMT.1) 段落 1190
CC パート 3 参照	
CEM 参照	

問題：

FI-201(10/31/2003)にて削除となった文章が残っている。

解釈：

FI-201 反映時のエディトリアルな誤りである。

変更：

本解釈に対応するために、以下の変更が CC v2.3 パート 2(H.2 段落 1033)、及び ISO/IEC 15408-2:2005(H.2.4.2.2)になされる。

- 以下の文章を削除する。

In case of another property, the PP/ST author should refine this to a specific property.

本解釈に対応するために、以下の変更が CC v2.3 パート 2(J.1 段落 1190)、及び ISO/IEC 15408-3:2005(J.1.3.3.1)になされる。

- 以下の文章を削除する。

In the case of the latter option, the PP/ST author should refine what those conditions are. The PP/ST author, through this selection, has the ability to indicate the frequency with which the self tests will be run.

根拠：

追加の根拠は必要なく、当該解釈が述べるものがすべてである。

解釈－J003

発効日	2005 年 12 月 22 日
サブジェクト	FI-016(02/11/2002)の一部反映漏れ
CC パート 1 参照	
CC パート 2 参照	
CC パート 3 参照	
CEM 参照	CEM、12.5.1.3 段落 649、13.5.1.3 段落 923 (ADO_DEL.1)

問題：

FI-016(02/11/2002)にて置き換えられる下線部の文字が反映されていない。

The delivery procedures describe proper procedures to determine the identification of the TOE and to maintain integrity during transfer of the TOE or its component parts.

解釈：

FI-228 反映時のエディトリアルな誤りである。

変更：

本解釈に対応するために、以下の変更が CEM(12.5.1.3 段落 649、及び 13.5.1.3 段落 923)、及び ISO/IEC 18045:2005(11.5.1.3.1、及び 12.5.1.3.1)になされる。

- 以下の文章に置き換える。

The delivery procedures describe proper procedures to determine the identification of the TOE and to maintain security of the TOE during transfer of the TOE or its component parts.

根拠：

追加の根拠は必要なく、当該解釈が述べるものがすべてである。

解釈－J004

発効日	2005 年 12 月 22 日
サブジェクト	FI-128 r1 の反映漏れ
CC パート 1 参照	
CC パート 2 参照	
CC パート 3 参照	
CEM 参照	CEM、14.5.1.3(ADO_DEL.2) 段落 1273

問題：

FI-128 r1(11/25/2002)が、以下のとおり反映されていない。

The delivery procedures describe proper procedures to determine the identification of the TOE and to maintain security of the TOE during transfer of the TOE or its component parts. The procedures describe which parts of the TOE need to be covered by these procedures. It should contain procedures for physical or electronic (e.g. for downloading off the Internet) distribution where applicable. The delivery procedures refer to the entire TOE, including applicable software, hardware, firmware and documentation.

解釈：

エディトリアルな誤りである。

変更：

本解釈に対応するために、以下の変更が CEM(14.5.1.3 段落 1273)、及び ISO/IEC 18045:2005(13.5.1.3.1)になされる。

- 以下のとおり、段落を置き換える。

The delivery documentation describes proper procedures to determine the identification of the TOE and to maintain security of the TOE during transfer of the TOE or its component parts. The delivery documentation contains procedures for physical or electronic (e.g. for downloading off the Internet) distribution where applicable. The delivery documentation covers the entire TOE, but may contain different procedures for different parts of the TOE.

根拠：

追加の根拠は必要なく、当該解釈が述べるものがすべてである。

解釈－J005

発効日	2005 年 12 月 22 日
サブジェクト	ADV_IMP.2 の依存性に ADV_RCR.1 が識別されていない
CC パート 1 参照	
CC パート 2 参照	
CC パート 3 参照	CC パート 3、15.3 節(ADV_IMP.2) 段落 337
CEM 参照	

問題：

ADV_IMP.2 の依存性リストからのみ ADV_RCR.1 が識別されていない。

解釈：

エディトリアルな誤りである。

変更：

本解釈に対応するために、以下の変更が CC v2.3 パート 3(15.3 節 段落 337、及び Table 16)、及び ISO/IEC 15408-3:2005(14.3.5、及び Table A.3)になされる。

- 以下のとおり、ADV_RCR.1 を挿入する。

ADV_IMP.2 Implementation of the TSF

Dependencies: ADV_LLD.1 Descriptive low-level design

ADV_RCR.1 Informal correspondence demonstration

ALC_TAT.1 Well-defined development tools

- 表の ADV_IMP.2 と ADV_RCR.1 の交点は、“-” から “X” にする。

根拠：

追加の根拠は必要なく、当該解釈が述べるものがすべてである。

解釈－J006

発効日	2005 年 12 月 22 日
サブジェクト	AGD_ADM.1 における証拠資料
CC パート 1 参照	
CC パート 2 参照	
CC パート 3 参照	
CEM 参照	CEM、11.7.2.2 (AGD_ADM.1) CEM、12.7.2.2、13.7.2.2 (AGD_ADM.1)

問題：

AGD_ADM.1 にて、「入力」として当該 EAL で要求されていない証拠資料が追加されている。

例：EAL1

- c) the high-level design;
- g) the life-cycle definition.

解釈：

エディトリアルな誤りである。

変更：

本解釈に対応するために、以下の変更が CEM(11.7.2.2 段落 559)、及び ISO/IEC 18045:2005(10.7.2.2)になされる。

- 以下のとおり、c)から g)を置き換える。
 - c) the user guidance ;
 - d) the administrator guidance;
 - e) the secure installation, generation, and start-up procedures.

本解釈に対応するために、以下の変更が CEM(12.7.2.2 段落 715、及び 13.7.2.2 段落 997)、及び ISO/IEC 18045:2005(11.7.2.2、及び 12.7.2.2)になされる。

- 以下のとおり、f)から g)を置き換える。
 - f) the secure installation, generation, and start-up procedures.

根拠：

追加の根拠は必要なく、当該解釈が述べるものがすべてである。

解釈－J007

発効日	2005 年 12 月 22 日
サブジェクト	AGD_USR.1 における証拠資料
CC パート 1 参照	
CC パート 2 参照	
CC パート 3 参照	
CEM 参照	CEM、11.7.3.2(AGD_USR.1)

問題：

AGD_USR.1 にて、「入力」として EAL1 で要求されていない証拠資料が追加されている。

c) the high-level design;

解釈：

エディトリアルな誤りである。

変更：

本解釈に対応するために、以下の変更が CEM(11.7.3.2 段落 578)、及び ISO/IEC 18045:2005(10.7.3.2)になされる。

- 以下のとおり、c)から f)を置き換える。

c) the user guidance ;

d) the administrator guidance;

e) the secure installation, generation, and start-up procedures.

根拠：

追加の根拠は必要なく、当該解釈が述べるものがすべてである。

解釈－J008

発効日	2005 年 12 月 22 日
サブジェクト	ATE_IND.2 における証拠資料
CC パート 1 参照	
CC パート 2 参照	
CC パート 3 参照	
CEM 参照	CEM、12.8.4.2(ATE_IND.2)

問題：

ATE_IND.2 にて、「入力」として EAL2 で要求されていない証拠資料が追加されている。

h) the depth of testing analysis;

解釈：

エディトリアルな誤りである。

変更：

本解釈に対応するために、以下の変更が CEM(12.8.4.2 段落 805)、及び ISO/IEC 18045:2005(11.8.4.2)になされる。

- 以下のとおり、h)から i)を置き換える。

h) the TOE suitable for testing.

根拠：

追加の根拠は必要なく、当該解釈が述べるものがすべてである。

解釈－J009

発効日	2005 年 12 月 22 日
サブジェクト	AVA_SOF.1 における証拠資料
CC パート 1 参照	
CC パート 2 参照	
CC パート 3 参照	
CEM 参照	CEM、12.9.1.5、13.10.2.5(AVA_SOF.1-7)

問題：

AVA_SOF.1 にて、「入力」として EAL2、EAL3 で要求されていない証拠資料が追加されている。

the low-level design

解釈：

エディトリアルな誤りである。

変更：

本解釈に対応するために、以下の変更が CEM(12.9.1.5 及び 13.10.2.5 の AVA_SOF.1-7)、及び ISO/IEC 18045:2005(11.9.1.5.1 及び 12.10.2.5.1 の AVA_SOF.1-7)になされる。

- 以下のとおり、AVA_SOF.1-7 を置き換える。

The evaluator ***shall examine*** the functional specification, the high-level design, the user guidance and the administrator guidance to determine that all probabilistic or permutational mechanisms have a SOF claim.

根拠：

追加の根拠は必要なく、当該解釈が述べるものがすべてである。

解釈－J010

発効日	2005 年 12 月 22 日
サブジェクト	EAL2 及び EAL3 の「Figure x - TSF Interface」を参照する本文の識別が誤っている
CC パート 1 参照	
CC パート 2 参照	
CC パート 3 参照	
CEM 参照	CEM、12.6.2.3 段落 677-678、13.6.2.3 段落 951-952(ADV_FSP.1)

問題：

EAL2 及び EAL3 の「Figure x - TSF Interface」を参照する本文の識別が誤っている。

- ・段落 677-678 の 3 箇所は、“ Figure 6)” を “ Figure 7)” に修正する。
- ・段落 951-952 の 3 箇所は、“ Figure 6)” を “ Figure 9)” に修正する。

解釈：

エディトリアルな誤りである。

変更：

本解釈に対応するために、以下の変更が CEM(12.6.2.3 段落 677-678 の 3 箇所、及び 13.6.2.3 段落 951-952 の 3 箇所)、及び ISO/IEC 18045:2005(11.6.2.3.4 の 3 箇所、及び 12.6.2.3.4 の 3 箇所)になされる。

- 以下のとおり変更する。ISO/IEC 18045:2005 も同じ変更となる。
 - ・段落 677-678 は、“ Figure 6)” を “ Figure 7)” に修正する。
 - ・段落 951-952 は、“ Figure 6)” を “ Figure 9)” に修正する。

根拠：

追加の根拠は必要なく、当該解釈が述べるものがすべてである。

解釈－J011

発効日	2005 年 12 月 22 日
サブジェクト	3:ACM_CAP.3-14、及び 4:ACM_CAP.4-15 のワークユニットからの参照が誤っている
CC パート 1 参照	
CC パート 2 参照	
CC パート 3 参照	
CEM 参照	CEM、13.4.1.3 段落 915、14.4.2.3 段落 1258(ACM_CAP)

問題：

3:ACM_CAP.3-14、及び 4:ACM_CAP.4-15 のワークユニットからの参照が誤っている。

- ・段落 915 から参照するワークユニット “ACM_CAP.3-12” は、“ACM_CAP.3-13” の誤り。
- ・段落 1258 から参照するワークユニット “ACM_CAP.4-13” は、“ACM_CAP.4-14” の誤り。

解釈：

エディトリアルな誤りである。

変更：

本解釈に対応するために、以下の変更が CEM(13.4.1.3 段落 915、及び 14.4.2.3 段落 1258)、及び ISO/IEC 18045:2005(12.4.1.3.14、及び 13.4.2.3.15)になされる。

- 以下のとおり変更する。ISO/IEC 18045:2005 も同じ変更となる。
 - ・段落 915 は、“ACM_CAP.3-12” を “ACM_CAP.3-13” に修正する。
 - ・段落 1258 は、“ACM_CAP.4-13” を “ACM_CAP.4-14” に修正する。

根拠：

追加の根拠は必要なく、当該解釈が述べるものがすべてである。

解釈－J012

発効日	2005 年 12 月 22 日
サブジェクト	4:ATE_COV.2-1、4:ATE_COV.2-4、4:ATE_DPT.1-1 及び 4:ATE_DPT.1-4 のワークユニットからの図参照が誤っている
CC パート 1 参照	
CC パート 2 参照	
CC パート 3 参照	
CEM 参照	CEM、14.9.2.3 段落 1499 及び 1503、14.9.3.3 段落 1506 及び 1510(ATE_COV2、ATE_DPT.1)

問題：

4:ATE_COV.2-1、4:ATE_COV.2-4、4:ATE_DPT.1-1 及び 4:ATE_DPT.1-4 のワークユニットからの図参照が誤っている。

- ・段落 1499 及び 1503 から参照する図“ Figure 10 ”は、“ Figure 13 ”の誤り。
- ・段落 1506 及び 1510 から参照する図“ Figure 11 ”は、“ Figure 14 ”の誤り。

解釈：

エディトリアルな誤りである。

変更：

本解釈に対応するために、以下の変更が CEM(14.9.2.3 段落 1499 及び 1503、及び 14.9.3.3 段落 1506 及び 1510)、及び ISO/IEC 18045:2005(13.9.2.3.1、及び 13.9.2.3.4)になされる。

- 以下のとおり変更する。ISO/IEC 18045:2005 も同じ変更となる。
 - ・段落 1499 及び 1503 は、“ Figure 10 ”を“ Figure 13 ”に修正する。
 - ・段落 1506 及び 1510 は、“ Figure 11 ”を“ Figure 14 ”に修正する。

根拠：

追加の根拠は必要なく、当該解釈が述べるものがすべてである。

解釈－J013

発効日	2005 年 12 月 22 日
サブジェクト	4:AVA_VLA.2-9 のワークユニットの説明文での項目識別が誤っている
CC パート 1 参照	
CC パート 2 参照	
CC パート 3 参照	
CEM 参照	CEM、1410.3.6 段落 1657(AVA_VLA.2)

問題：

4:AVA_VLA.2-9 のワークユニットの説明文での項目識別が誤っている。

- ・段落 1657 の“ b)から d)” は、“ b)から e)” の誤り。

解釈：

エディトリアルな誤りである。

変更：

本解釈に対応するために、以下の変更が CEM(1410.3.6 段落 1657)、及び ISO/IEC 18045:2005(13.10.3.6.1)になされる。

- 以下のとおり変更する。ISO/IEC 18045:2005 も同じ変更となる。

- ・段落 1657 は、“ b)から d)” を “ b)から e)” に修正する。

根拠：

追加の根拠は必要なく、当該解釈が述べるものがすべてである。